

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のよう
行動計画を策定する。

1. 計画期間 2018年4月1日～2021年3月31日(3年間)
2. 当社の課題
 - (1)正社員の女性の割合が少ない。
 - (2)管理職に女性がいない。
3. 目標と取組内容・実施時期

目標 1 : 正社員採用に占める女性比率を現状 14.8%から 20%以上とする。

【取組内容】

- 2018年4月～ 育児休業期間を最長2年から3年に延長する。
介護のための休業の際、消滅年次有給休暇の使用可能にする。
2019年4月新卒採用予定者の内、女性2名以上の目標設定とする。
女性採用に重点をおいた大学説明会を年間3回以上実施する。
- 2018年10月～ 内定者懇談会を実施し、女子学生に安心感を持ってもらう。
- 2019年2月～ 理系および女子学生を対象とした職場見学会を年1回以上開催する。

目標 2 : 女性の管理職を現状 0%から 5%以上とする。

【取組内容】

- 2018年4月～ 女性管理職2名登用する。
役割・能力等級導入により、職群(総合職・専任職・技術職)を一本化する。
- 2018年10月～ 女性管理職候補者のリストアップをする。
- 2019年4月～ 女性管理職1名登用する。

目標 3 : 正社員の平均年間年次有給休暇取得日数を現状 8日から 10日以上とする。

【取組内容】

- 2018年4月～ 計画年休と個別指定年休(3日)の取得案内をする。
計画的付与日を2日から3日とする。
- 2018年7月～ 夏季に有休取得するよう案内する。
- 2019年4月～ 年末年始に有休取得するよう案内する。